

ID: 77

担当部署: 教育委員会 社会教育課

処分の概要	見舞金の支給		
例規名 根拠条項	聖籠町スポーツ傷害見舞金支給条例施行規則 第2条の2		
例規番号	昭和54年 教育委員会規則第3号		
<p>【根拠条文】 (申請) 第二条の二 町民が条例第二条に規定する傷害を受けた場合は、別記様式(様式第一)により次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。</p> <p>一 負傷、廃疾の場合 ア 条例第二条に規定するスポーツ事業での傷害であることを証明する書類 イ 傷害の程度を証明する医師の診断書 ウ その他参考書類</p> <p>二 死亡の場合 ア 条例第二条に規定するスポーツ事業での傷害であることを証明する書類 イ 死亡診断書 ウ その他参考書類</p> <p>【基準】 聖籠町スポーツ傷害見舞金支給条例第2条の規定による。 (見舞金の適用範囲) 第二条 傷害見舞金の支給は、聖籠町、町教育委員会及び公民館が主催又は共催するスポーツ事業において生じた傷害で治療を要する場合に限り適用する。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日